

○岡崎市附属機関設置条例

令和元年12月23日

条例第21号

改正 令和2年9月18日条例第39号

(岡崎市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例第7条)

令和2年11月19日条例第40号

令和3年3月19日条例第6号

令和3年5月6日条例第23号

令和4年3月23日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき、附属機関の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の附属機関として、別表第1に掲げる機関を設置する。

2 教育委員会の附属機関として、別表第2に掲げる機関を設置する。

3 農業委員会の附属機関として、別表第3に掲げる機関を設置する。

4 前3項の規定によるもののほか、執行機関及び公営企業管理者(以下「執行機関等」という。)は、必要に応じて、執行機関等の附属機関として、別表第4に掲げる機関を設置する。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1から別表第4までの所掌事務の欄に定めるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関は、別表第1から別表第4までの定数の欄に定める定数以内の委員をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

(1) 別表第1から別表第4までの選任の基準の欄に定める者

(2) 公募した市民(委員の公募が適当でないと執行機関等が認める場合を除く。)

(3) 市又は国、愛知県その他関係行政機関の職員(執行機関等が必要と認める場合に限る。)

(4) 前3号に掲げる者のほか、執行機関等が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、別表第1から別表第4までの任期の欄に定める期間とする。ただ

し、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、執行機関等が必要と認める場合には、別表第1から別表第4までの任期の欄に定める期間の範囲内で執行機関等が定める期間を委員の任期とすることができる。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月18日条例第39号抄)

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和2年規則第62号により、令和2年10月15日から施行)

附 則(令和2年11月19日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月19日条例第6号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第1岡崎市在宅医療・介護連携協議会の項の改正規定及び同表岡崎市地域ケア推進会議・生活支援体制整備協議体の項を削る改正規定は、同年7月1日から施行する。

附 則(令和3年5月6日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月23日条例第6号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(市長の附属機関表)

【※一部抜粋】

機関	所掌事務	定数	選任の基準	任期
岡崎市防犯活動行動計画策定委員会	岡崎市防犯活動行動計画の策定に関する審議	10人	学識経験を有する者 防犯活動団体の推薦する者	委嘱又は任命をされた日から計画の策定が完了する日まで